大学院博士課程等検討プロジェクトチーム設置要綱

平成31年4月9日細則 3 号

改正 令和2年8月5日細則第16号

(設置及び目的)

- 第1条 この要綱は、長崎県立大学学長統括プロジェクトチーム設置規程第2条の規定に基づき、 大学院博士課程等の検討を円滑に進めることを目的とし、大学院博士課程等検討プロジェクト チーム(以下「PT」という。)を設置する。
 - 一部改正「令和2年細則第16号]

(所掌事務)

- 第2条 PTは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 大学院博士課程の設置に関すること。
 - (2) 大学院の入試に関すること。
 - (3) 大学院の広報に関すること。
 - (4) その他、大学院博士課程等の検討に向けて必要なこと。
 - 一部改正「令和2年細則第16号]

(構成員)

- 第3条 PTの構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 研究科長
 - (4) 専攻長
 - (5) 副専攻長
 - (6) 大学事務局長
 - (7) シーボルト校事務局長
 - (8) 学生支援部長
 - (9) 学長が指名する者
- 2 PTのリーダーは、学長とする。
- 3 オブザーバーとして、関連事務局を参加させる。
 - 一部改正[令和2年細則第16号]

(設置期間)

第4条 PTの設置期間は、第1条に掲げる目的が達成されるまでとする。

(会議)

- 第5条 会議は必要に応じ、リーダーが召集し、リーダーは会議の進行を務める。
- 2 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者(外部有識者を含む)に対し会議への出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 リーダーは、第1条の業務を遂行するため、必要に応じてワーキンググループ(以下「WG」

という。)を設置することができる。

- 2 WG の構成員は、別に定めるものとする。
- 3 WGでの検討事項については、PT会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 PTの庶務は、大学事務局企画広報課及び学生支援部学生支援課において処理する。

一部改正[令和2年細則第16号]

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成31年4月9日細則第3号) この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則 (令和2年8月5日細則第16号) この要綱は、令和2年8月5日から施行する。